

新運輸第792号の2
新運整第645号の2
平成29年10月30日

バス・タクシー・トラック事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局長



事業用自動車運転者の飲酒運転等の根絶について

去る10月4日、本県の一般貨物自動車運送事業者の運転者が北陸自動車道を走行中に福井県敦賀市内のトンネル内で事故を起こし、その後、警察の呼気検査でアルコール分が検出され現行犯逮捕されるという事案が発生した。

昨年度、北陸信越運輸局管内で飲酒運転による事故が発生したことから、注意喚起を行ったところであるが、同様の事案が発生したことは自動車運送事業の信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

現在、国及び自動車運送業界を挙げて「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき飲酒運転ゼロを目指す取組みを全国的に展開しているところであり、輸送の安全を脅かすかかる違反行為を根絶に向け下記事項について事業所において徹底をされるよう注意喚起する。

記

1. 運転者に対する指導・監督にあたって、飲酒運転が重大な犯罪であることを明確に認識させるとともに、個別面談等により運転者の飲酒実態を把握し、適切に指導を行うこと。
2. 所定の点呼を厳正に実施し、酒気帯びの有無についての確認を確実に行うこと。なお、酒気帯びの有無についての確認は、顔色、応答状況等の運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を確実に用いて行うこと。